

杵築市土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
杵築市土砂等の小規模<u>堆積</u>行為の規制に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、大分県土砂等の<u>堆積</u>行為の規制に関する条例（平成18年大分県条例第41号。以下「県条例」という。）その他土砂等の<u>堆積</u>行為による土壌の汚染及び水質の汚濁_____の防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等の<u>堆積</u>行為による土壌の汚染及び水質の汚濁_____を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活環境を保全する_____ことを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>堆積</u>行為 埋立て、盛土その他の土地（公有水面以外の水面を含む。）への土砂等の<u>堆積</u>を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料として土砂等の<u>堆積</u>を行う行為その他生活環境保全上必要な措置が_____図られているものとして規則で定める行為を除く。）をいう。 (3) 小規模<u>堆積</u> 土砂等の<u>堆積</u>行為に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域（以下この号において「宅地造成等区域」という。）内において当該事業の工程の一部として土砂等の<u>堆積</u>行為が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等を使用し、<u>堆積</u>行為を行う事業であつて、土砂等の<u>堆積</u>行為に供する区域の面積（宅地造成等区域においては、当該宅地造成等区域内にある土砂等の<u>堆積</u>行為に供する区	杵築市土砂等の小規模<u>たい積</u>行為の規制に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、大分県土砂等の<u>たい積</u>行為の規制に関する条例（平成18年大分県条例第41号。以下「県条例」という。）その他土砂等の<u>たい積</u>行為による土壌の汚染及び水質の汚濁<u>並びに災害の発生</u>の防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等の<u>たい積</u>行為による土壌の汚染及び水質の汚濁<u>並びに災害の発生</u>を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活環境を保全する<u>とともに、住民の生活の安全を確保する</u>ことを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>たい積</u>行為 埋立て、盛土その他の土地（公有水面以外の水面を含む。）への土砂等の<u>たい積</u>を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料として土砂等の<u>たい積</u>を行う行為その他生活環境保全上必要な措置が<u>図られ、かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られているもの</u>として規則で定める行為を除く。）をいう。 (3) <u>土砂等の崩落等</u> 土砂等の崩落、飛散及び流出をいう。 (4) 小規模<u>たい積</u> 土砂等の<u>たい積</u>行為に供する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域（以下この号において「宅地造成等区域」という。）内において当該事業の工程の一部として土砂等の<u>たい積</u>行為が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等を使用し、<u>たい積</u>行為を行う事業であつて、土砂等の<u>たい積</u>行為に供する区域の面積（宅地造成等区域においては、当該宅地造成等区域内にある土砂等の<u>たい積</u>行為に供する区

改正後	改正前
域の面積の合計)が700平方メートル以上3,000平方メートル未満(その<u>堆積</u>行為を行う事業に隣接する土地において、当該<u>堆積</u>行為を行う事業を施行する日前1年以内に<u>堆積</u>行為を行う事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該<u>堆積</u>行為を行う事業の区域と既に施行され、又は施行中の<u>堆積</u>行為を行う事業の区域の面積を合算して700平方メートル以上3,000平方メートル未満となるものを含む。)であるものをいう。 (市の責務)	域の面積の合計)が700平方メートル以上3,000平方メートル未満(その<u>たい積</u>行為を行う事業に隣接する土地において、当該<u>たい積</u>行為を行う事業を施行する日前1年以内に<u>たい積</u>行為を行う事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該<u>たい積</u>行為を行う事業の区域と既に施行され、又は施行中の<u>たい積</u>行為を行う事業の区域の面積を合算して700平方メートル以上3,000平方メートル未満となるものを含む。)であるものをいう。 (市の責務)
第3条 市は、土砂等の<u>堆積</u>行為による土壌の汚染及び水質の汚濁_____ (以下「土壌汚染等」という。)の発生を未然に防止するため、土砂等の<u>堆積</u>行為の適正化に関する施策を推進するものとする。 2 市は、土砂等の<u>堆積</u>行為による土壌汚染等の発生を未然に防止するため、県と連携して土砂等の<u>堆積</u>行為の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の<u>堆積</u>行為を監視する体制を整備するものとする。 (事業者等の責務)	第3条 市は、土砂等の<u>たい積</u>行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに<u>土砂等の崩落等</u> (以下「土壌汚染等」という。)の発生を未然に防止するため、土砂等の<u>たい積</u>行為の適正化に関する施策を推進するものとする。 2 市は、土砂等の<u>たい積</u>行為による土壌汚染等の発生を未然に防止するため、県と連携して土砂等の<u>たい積</u>行為の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の<u>たい積</u>行為を監視する体制を整備するものとする。 (事業者等の責務)
第4条 事業者は、その事業活動において、土砂等の<u>堆積</u>行為による土壌汚染等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。 2 土砂等の<u>堆積</u>行為を行う者は、当該<u>堆積</u>行為による土壌汚染等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市が実施する土砂等の<u>堆積</u>行為の適正化に関する施策に協力しなければならない。 3 土砂等を運搬する事業を行う者は、<u>堆積</u>行為に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、<u>堆積</u>行為により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。 (土地所有者等の責務)	第4条 事業者は、その事業活動において、土砂等の<u>たい積</u>行為による土壌汚染等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。 2 土砂等の<u>たい積</u>行為を行う者は、当該<u>たい積</u>行為による土壌汚染等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市が実施する土砂等の<u>たい積</u>行為の適正化に関する施策に協力しなければならない。 3 土砂等を運搬する事業を行う者は、<u>たい積</u>行為に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、<u>たい積</u>行為により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。 (土地所有者等の責務)
第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、土砂等の<u>堆積</u>行為を行う者に対し土地を提供しようとするときは、当該<u>堆積</u>行為による土壌汚染等	第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、土砂等の<u>たい積</u>行為を行う者に対し土地を提供しようとするときは、当該<u>たい積</u>行為による土壌汚染等

改正後	改正前
の発生のおそれのないことを確認するとともに、県及び市が実施する土砂等の<u>堆積</u>行為の適正化に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (小規模<u>堆積</u>の許可) 第6条 小規模<u>堆積</u>を行おうとする者は、小規模<u>堆積</u>に供する区域（以下「小規模<u>堆積</u>区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模<u>堆積</u>が次に掲げる事業である場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を一時的に<u>堆積</u>し、又は採取跡に埋め戻す事業 (3)～(5) 略 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、小規模<u>堆積</u>区域の土地の所有者及びその他規則で定める関係者に対し、第7条第1項第1号から第8号までに掲げる事項を説明しなければならない。 3 市長は、生活環境の保全_____のために必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の申請) 第7条 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 小規模<u>堆積</u>区域の所在地及び面積 (3) 小規模<u>堆積</u>の用に供する施設の設置に関する計画 (4) 小規模<u>堆積</u>の施行を管理する事務所（以下「現場事務所」という。）の所在地 (5) 現場事務所において小規模<u>堆積</u>の施行を管理する者（以下「現場	の発生のおそれのないことを確認するとともに、県及び市が実施する土砂等の<u>たい積</u>行為の適正化に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (小規模<u>たい積</u>の許可) 第6条 小規模<u>たい積</u>を行おうとする者は、小規模<u>たい積</u>に供する区域（以下「小規模<u>たい積</u>区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模<u>たい積</u>が次に掲げる事業である場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を一時的に<u>たい積</u>し、又は採取跡に埋め戻す事業 (3)～(5) 略 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、小規模<u>たい積</u>区域の土地の所有者及びその他規則で定める関係者に対し、第7条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を説明しなければならない。 3 市長は、生活環境の保全又は<u>生活の安全の確保</u>のために必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の申請) 第7条 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 小規模<u>たい積</u>区域の<u>位置</u> 及び面積 (3) 小規模<u>たい積</u>の用に供する施設の設置に関する計画 (4) 小規模<u>たい積</u>の施行を管理する事務所（以下「現場事務所」という。）の所在地 (5) 現場事務所において小規模<u>たい積</u>の施行を管理する者（以下「現場

改正後	改正前
責任者」という。)の氏名 (6) 小規模<u>堆積</u>に使用される土砂等の量 (7) 小規模<u>堆積</u>の施行期間 (8) 小規模<u>堆積</u>区域に搬入する土砂等の汚染状態の検査の結果 ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、これを省略することができる。 ア 当該土砂等が、公共事業により採取された土砂等である場合であって、<u>土砂基準</u>(県条例第6条第1項の<u>土砂基準</u>をいう。以下同じ。)に適合していることについて、あらかじめ市長の承認を受けたものであるとき。 イ 略 ウ 当該土砂等が、市内の一時的<u>堆積</u>事業を行う場所(当該場所において、土砂等がその採取場所ごとに明確に区分されていると市長が認めるものに限る。)から採取された土砂等である場合であって、当該一時的<u>堆積</u>事業を行う当該土砂等に係る採取元証明書及び<u>土砂基準</u>適合証明書の写しが添付されているとき。 エ 略 (9) 略 2 前項の申請書には、小規模<u>堆積</u>区域の土地の使用権原を証する書類、小規模<u>堆積</u>区域及びその周辺の状況を示す図面及び写真その他の規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。 3 前条第1項の許可を受けようとする者は、小規模<u>堆積</u>の期間について1年を超えて申請することができない。	責任者」という。)の氏名 (6) 小規模<u>たい積</u>に使用される土砂等の量 (7) 小規模<u>たい積</u>の施行期間 (8) 小規模<u>たい積</u>が完了した場合における当該小規模<u>たい積</u>場の構造(一時的<u>たい積</u>事業にあっては、土砂等の最大<u>たい積</u>時における当該小規模<u>たい積</u>場の構造) (9) 小規模<u>たい積</u>が施行されている間において小規模<u>たい積</u>場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置 (10) 小規模<u>たい積</u>区域に搬入する土砂等の汚染状態の検査の結果 ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、これを省略することができる。 ア 当該土砂等が、公共事業により採取された土砂等である場合であって、<u>安全基準</u>(県条例第6条第1項の<u>安全基準</u>をいう。以下同じ。)に適合していることについて、あらかじめ市長の承認を受けたものであるとき。 イ 略 ウ 当該土砂等が、市内の一時的<u>たい積</u>事業を行う場所(当該場所において、土砂等がその採取場所ごとに明確に区分されていると市長が認めるものに限る。)から採取された土砂等である場合であって、当該一時的<u>たい積</u>事業を行う当該土砂等に係る採取元証明書及び<u>安全基準</u>適合証明書の写しが添付されているとき。 エ 略 (11) 略 2 前項の申請書には、小規模<u>たい積</u>区域の土地の使用権原を証する書類、小規模<u>たい積</u>区域及びその周辺の状況を示す図面及び写真その他の規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。 3 前条第1項の許可を受けようとする者は、小規模<u>たい積</u>の期間について1年を超えて申請することができない。

改正後	改正前
(許可の基準) 第8条 市長は、第6条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 略 ア <u>第15条第4項</u>、第16条第3項又は第19条、第20条第2項の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 略 ウ 第20条第1項の規定により小規模<u>堆積</u>の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 エ 小規模<u>堆積</u>の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ～キ 略 (2) 略 (変更の許可等)	(許可の基準) 第8条 市長は、第6条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 略 ア <u>第15条第5項</u>、第16条第3項又は第19条、第20条第2項の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者 イ 略 ウ 第20条第1項の規定により小規模<u>たい積</u>の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 エ 小規模<u>たい積</u>の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ～キ 略 (2) 略 <u>(3) 小規模たい積が完了した場合における当該小規模たい積場の構造(一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における当該小規模たい積場の構造)が、小規模たい積場の区域外への土砂等の崩落等の発生のおそれがないものとして規則で定める基準に適合するものであること。</u> <u>(4) 小規模たい積が施行されている間において当該小規模たい積場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。</u> <u>2 第6条第1項の許可の申請が、法令又は他の条例(以下この項において「法令等」という。)に基づく許認可等(許可、認可、免許その他の処分をいう。)を要する行為に係るものであって、当該法令等により土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定める行為に係るものである場合は、前項第3号及び第4号の規定は、適用しない。</u> (変更の許可等)

改正後	改正前
第9条 略 2～4 略	第9条 略 2～4 略
5 第1項の許可を受けようとする者は、第6条第1項の許可に係る小規模<u>堆積</u>の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る小規模<u>堆積</u>の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。 6 第1項の許可を受けようとする者は、第6条第1項の許可に係る小規模<u>堆積</u>区域の面積を変更する場合にあっては、新たに小規模<u>堆積</u>区域となる面積について、当該許可に係る小規模<u>堆積</u>区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。 (小規模<u>堆積</u>の着手の届出)	5 第1項の許可を受けようとする者は、第6条第1項の許可に係る小規模<u>たい積</u>の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る小規模<u>たい積</u>の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。 6 第1項の許可を受けようとする者は、第6条第1項の許可に係る小規模<u>たい積</u>区域の面積を変更する場合にあっては、新たに小規模<u>たい積</u>区域となる面積について、当該許可に係る小規模<u>たい積</u>区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。 (小規模<u>たい積</u>の着手の届出)
第10条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模<u>堆積</u>に着手したときは、着手した日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (土砂等管理台帳の作成)	第10条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模<u>たい積</u>に着手したときは、着手した日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 (土砂等管理台帳の作成)
第11条 第6条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模<u>堆積</u>に使用された土砂等について、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、市長にその写しを提出しなければならない。<u>ただし、当該許可に係る小規模堆積を休止し、第15条第1項の規定による届出をした者は、その写しの提出を省略することができる。</u> (1) 当該許可に係る小規模<u>堆積</u>区域に搬入された土砂等の1日ごとの量及びその採取場所ごとの内訳 (2) 当該許可に係る小規模<u>堆積</u>が一時的<u>堆積</u>事業に係るものである場合にあっては、当該小規模<u>堆積</u>区域から搬出された土砂等の1日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳 (3) 略 (土壌検査の報告)	第11条 第6条第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る小規模<u>たい積</u>に使用された土砂等について、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、市長にその写しを提出しなければならない。<u>ただし、当該許可に係る小規模たい積を休止し、第15条第1項の規定による届出をした の写しの提出を省略することができる。</u> (1) 当該許可に係る小規模<u>たい積</u>区域に搬入された土砂等の1日ごとの量及びその採取場所ごとの内訳 (2) 当該許可に係る小規模<u>たい積</u>が一時的<u>たい積</u>事業に係るものである場合にあっては、当該小規模<u>たい積</u>区域から搬出された土砂等の1日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳 (3) 略 (土壌検査の報告)
第12条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模<u>堆積</u>が施行されている間、規則で定めるところにより、当該小規模<u>堆積</u>区域内	第12条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模<u>たい積</u>が施行されている間、規則で定めるところにより、当該小規模<u>たい積</u>区域内

改正後	改正前
した小規模 <u>堆積</u> を再開したときも、同様とする。	小規模 <u>たい積</u> を再開したときも、同様とする。
2 略	3 略
3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、 <u>当該小規模堆積区域内の土壌の汚染及び浸透水の水質の汚濁がないかどうか</u> について調査し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。	4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、 <u>第1項の規定による措置が講じられているかどうか</u> について調査し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
4 市長は、 <u>前項</u> の調査により <u>土壌の汚染又は浸透水の水質の汚濁があることを確認した場合</u> は、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (小規模 <u>堆積</u> の完了)	5 市長は、 <u>第4項</u> の調査により <u>第1項の規定による措置が講じられていないと認めた</u> 場合は、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (小規模 <u>たい積</u> の完了)
第16条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該小規模 <u>堆積</u> を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。	第16条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該小規模 <u>たい積</u> を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、 <u>当該小規模堆積区域内の土壌の汚染及び浸透水の水質の汚濁がないかどうか</u> について調査し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。	2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、 <u>当該小規模たい積が第6条第1項の許可の内容に適合しているかどうか</u> について調査し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
3 市長は、 <u>前項</u> の調査により <u>土壌の汚染又は浸透水の水質の汚濁があることを確認した</u> 場合は、当該必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (承継)	3 市長は、 <u>第2項</u> の調査により <u>土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられていないと認めた</u> 場合は、当該必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (承継)
第17条 第6条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る小規模 <u>堆積</u> の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る小規模 <u>堆積</u> の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。	第17条 第6条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る小規模 <u>たい積</u> の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る小規模 <u>たい積</u> の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
2 略 (譲受け)	2 略 (譲受け)
第18条 第6条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る小規模 <u>堆積</u> の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。	第18条 第6条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る小規模 <u>たい積</u> の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

改正後	改正前
2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、小規模<u>堆積</u>区域の土地の使用権原を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 譲受けに係る小規模<u>堆積</u>の許可並びにその許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 小規模<u>堆積</u>区域の<u>所在地</u> (4) 略 3 略 4 第1項の規定による許可を受けて小規模<u>堆積</u>を譲り受けた者は、当該小規模<u>堆積</u>に係る第6条第1項の許可を受けた者の地位を承継する。 (措置命令等) 第19条 市長は、小規模<u>堆積</u>に<u>土砂基準</u>に適合しない土砂等が使用されていると認めるときは、当該<u>堆積</u>を行った者に対し、当該<u>堆積</u>による土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第20条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模<u>堆積</u>の停止を命ずることができる。 (1)・(2) 略 (3) 第6条第1項の許可に係る小規模<u>堆積</u>を引き続き1年以上行っていないとき。 (4)～(6) 略	2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、小規模<u>たい積</u>区域の土地の使用権原を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 譲受けに係る小規模<u>たい積</u>の許可並びにその許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 小規模<u>たい積</u>区域の<u>位置</u> (4) 略 3 略 4 第1項の規定による許可を受けて小規模<u>たい積</u>を譲り受けた者は、当該小規模<u>たい積</u>に係る第6条第1項の許可を受けた者の地位を承継する。 (措置命令等) 第19条 市長は、小規模<u>たい積</u>に<u>安全基準</u>に適合しない土砂等が使用されていると認めるときは、当該<u>たい積</u>を行った者に対し、当該<u>たい積</u>による土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 <u>市長は、小規模たい積に使用された土砂等の崩落等が生じ、又は生ずるおそれがある場合において必要があると認めるときは、当該たい積を行った者に対し、生活環境の保全又は生活の安全の確保のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</u> (許可の取消し等) 第20条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模<u>たい積</u>の停止を命ずることができる。 (1)・(2) 略 (3) 第6条第1項の許可に係る小規模<u>たい積</u>を引き続き1年以上行っていないとき。 (4)～(6) 略

改正後	改正前
第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第15条第4項</u>、第16条第3項、第19条又は第20条の規定による命令に違反した者 (2) 第6条第1項、第9条第1項又は第18条第1項の規定に違反して小規模<u>堆積</u>を行った者	第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) <u>第15条第5項</u>、第16条第3項、第19条又は第20条の規定による命令に違反した者 (2) 第6条第1項、第9条第1項又は第18条第1項の規定に違反して小規模<u>たい積</u>を行った者
第25条 略	第25条 略
第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第4項、第10条、<u>第15条第1項</u>、第16条第1項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 略	第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第4項、第10条、<u>第15条第2項</u>、第16条第1項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 略
以下 略	以下 略